

入札説明書

この入札説明書は、古殿町が実施する町有部分林（芝山地区）立木公売に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 入札に付する事項

- (1) 公売番号 4 総公売第 1 号
- (2) 公売名 町有部分林（芝山地区）立木公売
- (3) 公売概要 立木販売
- (4) 公売物件 別紙「販売物件明細書」のとおり
- (5) 履行場所 石川郡古殿町大字山上字芝山 3 4 番地 1
- (6) 伐採搬出期間 契約締結の日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者
- (2) 福島県内に事業所を置く素材生産業者又は製材業者であり、立木売買契約（平成 29 年 4 月 1 日から入札執行日まで）に伐採搬出を完了した又は完了する見込みのあるものに限る。）の実績を有すること。
- (3) 政令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実のあった後 2 年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 資本関係若しくは人的関係がある会社又はこれらと同視しうる関係にある者（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社、同条第 4 号に規定する親会社、中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）第 2 7 条の 2 第 1 項の設立の許可を受けた中小企業等協同組合又はその組合員等をいう。）が同時に参加

していないこと。

- (7) 入札執行日において、古殿町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等に基づく指名停止の通知を受け、かつ、その指名停止の期間が満了していない者でないこと。

3. 入札参加者に必要な資格の確認及び確認結果の通知

入札参加者は、次のとおり入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 契約実績調書（様式第2号）
- ウ 契約実績調書に記載した契約に関する契約書等の写し一式
- エ 誓約書（様式第3号）
- オ 法人の場合は登記事項全部証明書、個人の場合には住民票抄本及び身分証明書（本籍地の市区町村長が発行するもの）

(2) 提出期限

令和4年12月9日（金） 午後5時まで

(3) 提出方法

3（1）の書類各1部を11（7）に記載する部署へ持参又は郵送すること。

(4) その他

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出された書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ウ 提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。
- エ 審査結果は、令和4年12月13日（火）午後5時までに電子メール又はFAXにより通知する。

4. 資料等

3（1）の書類等入札に必要となる書類は、古殿町公式ホームページにより配布する。

5. 現地案内

現地案内を次のとおり開催する

- (1) 日 時 令和4年12月16日（金）午前10時から
- (2) 集合場所 石川郡古殿町大字松川字横川地内 古殿町民体育館（やぶさめアリーナ）

6. 入札の方法等

- (1) 入札の参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参しなければならない。

- (2) 入札書は、入札会場へ持参しなければならない。郵送、電報及び伝送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札回数は、1回とする。
- (4) 落札者の決定は、予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (5) 落札の場合で、最高入札者が2者以上の場合は、くじ引きにより決定する。
- (6) 入札書は、次のことを表示し、押印すること。
 - ア 入札年月日
 - イ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称並びに代表者の氏名及び印）
 - ウ 宛て名は、「古殿町長 岡部 光徳」とすること。
 - エ 件名
 - オ 入札金額
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印して行わなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
- (9) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (10) 入札参加者が2名を下回る場合は、当該入札は取りやめる。

7. 入札及び開札の日時及び場所

令和4年12月22日（木）午前10時から 古殿町役場2階大会議室

8. 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (5) 記名押印をしていない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 共同企業体にあつては、その構成全員の記名押印をしていない入札書は無効とする。
ただし、委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

10. 契約に関する事項

契約保証金は、免除とする

11. その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 落札者は、入札関係書類に記載した立木見積材積その他について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。
- (3) 落札者は、入札の日から7日以内に契約書の取り交わしを行わなければならない。
- (4) 落札者は、町の発行する納入通知書により契約締結日から起算して20日以内に所定の金額を納付しなければならない。なお、当該金額の納付は一括払いとする。
- (5) 入札に付した物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転する。
- (6) 落札者は、所有権移転前に権利義務を第三者に譲渡することができない。
- (7) 入札全般に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒963-8304 石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地

古殿町町総務課財政係 電話番号0247-53-4611